

# 宝塚市協働のまちづくり推進条例



## 第1章 総則

### 第1条 目的

◆市民と市の協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を構築することを目的としています。

### 第2条 定義

◆本条例で使用している以下の用語の意義を定めます。

- (1) 自治会
- (2) まちづくり協議会（第5条参照）
- (3) 市民活動団体

### 第3条 協働の原則

◆協働を円滑に進めるために守るべきルールを定めます。

- (1) 対等の原則
- (2) 情報公開・情報共有の原則
- (3) 相互理解の原則
- (4) 自主性・自立性尊重の原則
- (5) 目的の明確化と共有の原則
- (6) 役割分担の原則
- (7) 相互変革の原則
- (8) 評価・検証の原則

### 第4条 まちづくりの推進

◆市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等と連携してまちづくりを推進します。

◆市は、自治会、まちづくり協議会、市民活動団体等が行うまちづくり活動への支援を行います。

◆市は、上記の支援を行うに当たっては、財政上の措置を行うことができます。

## 第2章 まちづくり協議会

### 第5条 まちづくり協議会

- ◆自治会を中核として、個人及び団体の連携を図る組織です。
  - ◆「おおむね小学校の通学区域」が活動領域です。
- ※各まちづくり協議会の名称及び領域は規則で定めます。

### 第6条 まちづくり協議会の構成

- ◆その地域の市民、自治会その他の団体、事業者等で構成します。

### 第7条 まちづくり協議会の運営

- ◆透明性のある、民主的で開かれた運営を行います。

### 第8条 まちづくり協議会の活動

- ◆協働を基本とし、自治意識及び連帯感の醸成並びに地域課題の解決のために活動します。
- ◆他のまちづくり協議会との交流を深め、活動の活性化を図ることに努めます。

### 第9条 地域ごとのまちづくり計画

- ◆まちづくり協議会は「地域ごとのまちづくり計画」を策定し、市と連携して活動します。
- ◆市は、「地域ごとのまちづくり計画」を総合計画の基本構想を実現するための計画として位置付けます。

## 第3章 雑則

### 第10条 委任

- ◆本条例の施行に関して必要な事項は規則で定めます。

## 附則

### 【施行期日】

- ・令和3年4月1日

### 【条例の検証】

- ・5年を超えない期間ごとに施行状況を検証し、必要な措置を講じます。

### 【宝塚市協働のまちづくり促進委員会への諮問】

- ・条例の検証に当たっては、同委員会に諮問します。

